

(仮称)加茂市給食センター整備事業

実施方針

加茂市教育委員会

令和8年8月

目 次

第 1 章 事業内容に関する事項	1
1.1. 事業名称	1
1.2. 事業対象地の概要	1
1.3. 公共施設等の管理者の名称	1
1.4. 事業目的	1
1.5. 用語の定義	1
1.6. 民間事業者との連携	2
1.7. 加茂市学校給食の基本事項	2
1.8. 業務範囲	2
1.9. 事業方式（形態）	2
1.10. 契約の形態	2
1.11. 事業期間	3
1.12. 事業者の収入	3
1.13. 事業スケジュール（予定）	3
1.14. 事業に必要な法令等の遵守	3
第 2 章 事業者の募集及び選定に関する事項	4
2.1. 事業者の募集・選定方法	4
2.2. 事業者の募集・スケジュール	4
2.3. 実施方針等に関する質問・意見及び回答	4
2.4. 募集要項等の公表	5
2.5. 選定事業者の公表	5
2.6. 応募者の備えるべき参加資格要件	5
2.6.1. 応募者の構成等	5
2.6.2. 応募者の参加資格要件	6
2.6.3. 地域経済への配慮	8
2.6.4. 参加資格の確認	8
2.7. 審査の方法	9
2.7.1. 参加資格審査	9
2.7.2. 提案審査	9
2.8. 審査委員会の設置	9
第 3 章 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項	10
3.1. 責任分担に関する基本的考え方	10
3.2. 予想されるリスクと責任分担	10

3.3. 本事業の実施状況の監視（モニタリング）	10
第4章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	14
4.1. 立地に関する事項	14
4.2. 施設計画の考え方	14
4.2.1. 基本的考え方	14
4.2.2. 献立方式	14
4.2.3. 施設規模	14
4.2.4. 施設機能	15
第5章 事業契約等の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	16
5.1. 係争事由に係る基本的な考え方	16
5.2. 管轄裁判所の指定	16
第6章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	17
6.1. 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	17
6.1.1. サービスの責務不履行が生じた場合	17
6.1.2. 倒産又は財務状況の著しい悪化の場合	17
6.1.3. 市が事業契約を解約した場合	17
6.2. 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	17
6.2.1. 市の責めに帰すべき事由による債務不履行の場合	17
6.2.2. 事業者が事業契約を解約した場合	17
6.3. 当事者の責めに帰すことができない事由により本事業の継続が困難となった場合	17
6.4. その他	17
第7章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	18
7.1. 法制上及び税制上の措置に関する事項	18
7.2. 財政上及び金融上の支援に関する事項	18
7.3. その他の支援に関する事項	18
第8章 その他事業の実施に関し必要な事項	18
8.1. 情報提供	18
8.2. 市議会の議決	18
8.3. プロポーザル参加に係る費用負担	18
8.4. 担当窓口	18

第1章 事業内容に関する事項

1.1. 事業名称

(仮称)加茂市給食センター整備事業

1.2. 事業対象地の概要

所在地（地番）：加茂市千刈 1 丁目 11-9

敷地面積：2,577 m²

1.3. 公共施設等の管理者の名称

加茂市長 藤田 明美

1.4. 事業目的

加茂市（以下「市」という）では、学校給食の安全・安心の確保、食育の推進、施設の老朽化・耐震性・衛生面の課題解消、及び将来の児童生徒数の減少と学校適正化への対応を目的として、既存の単独校調理場及び共同調理場を統合し、新たに本施設を整備・運営することとして、令和8年6月に「(仮称)加茂市給食センター整備事業基本計画」（以下「基本計画」という）を策定した。基本計画では、本施設の基本的な考え方や整備方針、諸室構成（案）、事業方式の検討等を整理し、施設整備の方向性を示している。

本事業は、DBO 方式を導入することにより民間事業者の有するノウハウを活用し、安全・安心で魅力ある学校給食の提供を期待するものである。

1.5. 用語の定義

実施方針において、使用する用語は、以下の定義とする。

ア 本事業

「(仮称)加茂市給食センター整備事業」をいう。

イ 本施設

(仮称)加茂市給食センターをいう。

ウ 応募者

応募企業グループをいう。

エ 代表企業

応募者のうち、応募手続を行う企業をいう。

オ 優先交渉権者

本事業の手続に参加する応募者のうち、審査委員会において最優先順位となり、市によって指定された者をいう。

カ 事業対象地

基本計画上の整備予定地をいう。

1.6. 民間事業者との連携

本事業では、民間事業者ならではのノウハウやアイデアを最大限に活用することで、施設稼働率の向上、創意工夫によるライフサイクルコストの低減や、新しい技術採用による環境負荷軽減等による持続可能なまちづくりを目指している。このため、市としては、事業者の募集に当たり、次項に示す基本事項等を踏まえながら、本事業の目的が達せられるような民間事業者の優れた提案を期待するものである。

1.7. 加茂市学校給食の基本事項

下記の加茂市学校給食の基本事項に基づいて本事業を確実に実現すること。

- 安全・安心でおいしい給食の持続的実施
- 「共食」を通じた食育の推進
- 地産地消と食文化の継承を意識した献立
- 災害時における迅速な復旧に資する施設性能

1.8. 業務範囲

事業者が行う本事業の業務の範囲及び各項目の具体的な内容については別添の「(仮称) 加茂市給食センター整備事業 要求水準書(案)」(以下「要求水準書(案)」という)に示すとおりである。

1.9. 事業方式(形態)

市は、本事業を実施するに当たり、将来の維持管理を見据えた施設整備を行うため、設計・建設と維持管理を一体事業として、民間のノウハウや創意工夫を最大限に活用していくことを求めるものとして、本施設の施設整備については、DBO (Design Build Operate) 方式により実施する。

1.10. 契約の形態

市は、本事業について事業者には本事業の設計・建設及び維持管理業務と運営業務を一括で発注するため、事業者選定の後、優先交渉権者と「基本協定」を締結し、その後、事業者と本事業に係る基本契約(以下「基本契約」という)を締結する。

市は、基本契約に基づき、事業者のうち、本施設の設計業務を担当する者(以下「設計企業」という)及び建設業務を担当する者(以下「建設企業」という)と、本事業に係る設計・建設業務請負契約を締結する。

市は、基本契約に基づき、事業者のうち、本施設の運営業務を担当する企業(以下「運営企業」という。)及び維持管理業務を担当する者(以下「維持管理企業」という)と、本事業に係る運営・維持管理業務契約を締結する。

1.11. 事業期間

本事業の実施期間は、設計・建設業務請負契約及び運営・維持管理業務契約締結日から令和27年3月末日までとする。なお、運営・維持管理業務期間は15年とし、5年ごとに評価・見直しを行う。また、評価・見直しのタイミングに関わらず、人件費・物価等の著しい上昇がある場合、協議を行う。

1.12. 事業者の収入

本事業における事業者の収入は以下のとおりであり、原則として、市が事業者からサービスを購入する形態の事業である。

①設計及び建設に係るもの

市は、事業者が実施する設計・建設に係る請負代金について、基本的に出来高に応じて支払う。

②開業準備に係るもの

市は、事業者が実施する開業準備に係る委託料について、運営・維持管理期間開始時に事業者へ一括で支払う。

③運営及び維持管理に係るもの

市は、事業者が実施する運営・維持管理に係る委託料の支払い方法については、基本協定締結時に協議を行い決定することとする。

1.13. 事業スケジュール（予定）

本事業実施のスケジュール（予定）は以下のとおりである。

年月日（予定）	内容
令和9年4月	基本契約の締結
設計施工一括契約にかかる議会の議決日 （令和9年6月～令和10年6月）	基本設計・実施設計期間
令和10年7月～令和11年12月	建設工事施工期間
令和12年1月～令和12年3月	開業準備期間
令和12年4月	給食提供開始
令和12年4月～令和27年3月	運営・維持管理期間（15年）

1.14. 事業に必要な法令等の遵守

事業者は、本事業を実施するに当たり必要とされる最新の関係法令等（法律、政令、省令等）及び市の条例等（条例、規則等）を遵守すること。

第2章 事業者の募集及び選定に関する事項

2.1. 事業者の募集・選定方法

本事業では、設計・建設、開業準備、維持管理及び運営の各業務において、事業者による効率的・効果的なサービスの提供を求めることから、事業者の選定に当たっては、民間のノウハウ並びに創意工夫を総合的に評価することが必要である。したがって、事業者の選定方法は「公募型プロポーザル方式」により行うものとする。

2.2. 事業者の募集・スケジュール

事業者の募集・選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

日程		内容
令和8年	8月12日	実施方針及び要求水準書（案）（以下「実施方針等」という。）の公表
	9月4日	実施方針等に関する質問・意見の締切
	9月25日	実施方針等に関する質問・意見の回答公表
	10月中旬	募集要項等の公表
	10月下旬	直接対話の実施
	11月	募集要項等に関する質問の締切
	12月	募集要項等に関する質問の回答
令和9年	1月中旬	企画提案書受付期限
	2月下旬	プレゼンテーション及び審査
	3月上旬	優先交渉権者の選定、公表
	3月下旬	基本協定締結
	4月上旬	基本契約、設計・建設業務請負契約（仮契約）締結
	6月	議決（設計・建設業務請負契約）

2.3. 実施方針等に関する質問・意見及び回答

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問及び意見を以下のとおり受け付ける。

質問・意見提出締切	令和8（2026）年9月4日（金）午後5時まで
質問・意見提出への回答	令和8（2026）年9月25日（金）午後5時まで 市のホームページにて公表する。
提出方法	様式1「実施方針等に関する意見及び質問書」に必要事項を記入の上、【担当窓口】に電子メールにて提出。件名は「（仮称）加茂市給食センター整備事業 質問書●●」（●●は提出企業名）とする。
留意事項	質問を提出した企業名は公表せず、また、意見表明と解されるものには回答しないことがある。

2.4. 募集要項等の公表

実施方針に関する質問等及び特定事業の選定の手続等を踏まえ、令和8（2026）年10月中旬を目途に募集要項及び付属資料（要求水準書、事業者選定基準書、事業契約書案等）を市のホームページで公表する。

2.5. 選定事業者の公表

事業の選定を行ったときは、その判断の結果を評価の内容と併せて速やかに公表する。公表は、市のホームページにおいて行う。

2.6. 応募者の備えるべき参加資格要件

2.6.1. 応募者の構成等

応募者の構成等は、次のとおりとする。

- （1）応募者は、本事業の設計企業及び建設企業、工事監理を担当する企業（以下「工事監理企業」という。）、運営企業、維持管理企業を含む複数の企業（以下「構成員」という。）のグループにより構成されるものとする。設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業及び運営企業は、一企業とすることも複数の企業の共同とすることも可能とする。
- また、本事業を実施する上で必要となる上記以外の業務を担当する企業等を含めることができる。

- （2）構成員の中で、代表企業を定めること。代表企業は、応募手続や優先交渉権者となった場合の契約事務を含め、市との調整・協議等における窓口役を担うほか、本事業に係る参加グループ内のすべての調整等の責任を負うものとし、市への書類提出及び市からの通知等については、原則として、すべて代表企業を通じて行う。なお、本事業に係るSPC（特別目的会社）の設立は不要とする。

- （3）構成員は、受託した又は請け負った業務の一部について、第三者に委託又は下請負人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負にかかる契約を締結する前に市に通知し、承諾を得るものとする。

ただし、上記に関わらず、設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業及び運営企業は、以下の業務に係る総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分について、第三者に委託又は下請負人を使用することはできない。

- ①設計企業：設計・建設業務のうち設計業務
- ②建設企業：設計・建設業務のうち建設業務
- ③工事監理企業：設計・建設業務のうち工事監理業務
- ④維持管理企業：維持管理業務のうち建築物保守管理業務、建築設備保守管理業務
- ⑤運営企業：運営業務のうち調理業務、洗浄・消毒等業務、衛生管理業務

- （4）同一の企業が複数の業務を実施することができるが、建設企業と工事監理企業は同一の者でないこと、又は相互に資本関係若しくは人的関係のない者であること。

2.6.2. 応募者の参加資格要件

応募者の構成員は、以下の（１）の要件及び分担する業務範囲に応じた（１）～（６）の要件に該当しなければならない。

（１）全構成員共通

- ア 令和 7・8 年度加茂市入札参加資格者名簿に登録があること。
- イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第 1 項の規定に該当しない者である。）
- ウ 募集要項等の公表日から優先交渉権者選定・公表日までの間において、加茂市建設工事請負事業者等指名停止措置要領に基づく指名停止を受けていない者。
- エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。

- （ア）会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた後に、市の入札参加資格審査を受けた者
 - （イ）民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた後に、市の入札参加資格審査を受けた者
- オ 次に掲げる者でないこと。
- （ア）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にある者
 - （イ）政治上の主義を推進し、支持し又はこれに反対することを主たる目的としている団体及び特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職という。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）、若しくは公職にあたる者又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを目的としている者
 - （ウ）宗教の教義を広め、儀式行為を行い、又は信者を強化育成することを主たる目的としている者

- カ 応募者同士で、次のいずれかの関係に該当する場合は、同一参加グループに参加する場合を除き、そのうちの一者しか参加できない。

（ア）資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第 2 条第 3 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- a 親会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 4 号及び会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 3 条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

a 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合

b 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他本プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合

前(ア)及び(イ)と同視し得る関係があると認められる場合

キ 国、新潟県、市に収めるべき税金等を滞納している者でないこと。

ク 選定委員会の委員及び委員が属する法人と資本関係又は人的関係のない者であること。

(2) 設計企業

設計業務を行う企業は、次の要件を満たしていること。

ア 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

イ 国又は地方公共団体が発注した新築、かつ延床面積1,400㎡以上の公共施設(平成28年4月以降に竣工した施設に限る)の実施設計を元請として完了した実績を有していること。

ウ 平成28年4月以降に竣工したドライシステムの学校給食センター(学校給食法に定める義務教育諸学校の共同調理場をいう。以下同じ。)の実施設計を元請として完了した実績を有していること。

エ 建築士法第2条の規定による一級建築士の資格を有する技術者(参加資格審査書類提出日において当該設計企業と3か月以上の直接的な雇用関係にある者に限る。)を配置できること。

(3) 建設企業

建設業務を行う企業は、次の要件を満たしていること。

ア 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による特定建設業の許可を受けていること。

イ 令和7・8年度加茂市建設工事入札参加者資格者の格付け「建築一式工事」がAランク以上又は審査基準日が資格確認基準日に直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「建築一式」の総合評定値が1,000点以上であること。なお、建設業務を複数企業で行う場合は当該業務を代表する者が当該要件を満たすこと。

ウ 平成28年4月1日以降に、延床面積1,400㎡以上の公共施設、又は民間施設(国土交通省告示第8号による建築物の類型四、十一、十二に限る)の整備に係る新築又は改築(一部を除く)の建築工事を単独又は共同企業体の構成員(いずれも元請)と

して施工した実績があること。なお、建設業務を複数企業で行う場合は当該業務を代表する者が当該要件を満たすこと。

(4) 工事監理企業

工事監理業務を行う企業は、次の要件を満たしていること。

- ア 建築士法第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- イ 国又は地方公共団体が発注した新築、かつ延床面積 1,400 m²以上の公共施設（平成 28 年 4 月以降に竣工した施設に限る）の工事監理を元請として完了した実績を有していること。
- ウ 平成 28 年 4 月以降に竣工したドライシステムの学校給食センターの工事監理を元請として完了した実績を有していること。
- エ 建築士法第 2 条の規定による一級建築士の資格を有する技術者（参加資格審査書類提出日において当該工事監理企業と 3 か月以上の直接的な雇用関係にある者に限る。）を配置できること。

(5) 運営企業

運営業務を行う企業は、次の要件を満たしていること。

- ア 食品衛生法の規定により営業の許可を取り消され、その取消しの日から起算して 2 年を経過していない者でないこと。
- イ 平成 28 年 4 月以降に、小学校又は中学校を対象としたドライシステムの学校給食施設において、1 日 1,000 食以上を提供する調理業務を 5 年以上、かつ、アレルギー対応給食の調理業務を 3 年以上、元請として経験していること。

(6) 維持管理企業

維持管理業務を行う企業は、次の要件を満たしていること。

- ア 平成 28 年 4 月以降に、国又は地方公共団体が発注した維持管理業務を元請として完了した実績を有していること。

2.6.3. 地域経済への配慮

本事業の実施に当たっては、加茂市内に本社、本店等の主たる営業所を有する事業者の積極的な活用や地元雇用の創出に努めるとともに、事業期間中における必要な物資・飲食物・消耗品等を市内から調達するなど、地域経済の振興に配慮すること。

2.6.4. 参加資格の確認

参加資格の確認基準日は、参加資格審査書類の受付締切日とする。ただし、参加資格確認後、優先交渉権者の決定日までの間に、応募者の構成員が上記応募者の備えるべき参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、次のとおりとする。

- ア 構成員のうち、代表企業が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、失格とする。
- イ 構成員のうち、代表企業以外の者が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、

市と協議のうえ、市が当該構成員の除外又は変更を認めた場合に限り、引き続き有効とする。

2.7. 審査の方法

審査は、参加資格審査と提案審査の二段階で実施する。審査に当たり、応募者からのヒアリングを実施する予定である。

なお、提案書類の提出方法等については、募集要項公表時に提示する。

2.7.1. 参加資格審査

応募者から提出される、参加表明書及び資格審査に必要な書類により審査を行い、参加資格審査結果を参加資格審査申請書類提出者に通知する。

2.7.2. 提案審査

資格審査通過者から提出される、提案内容を記載した提案書類により審査を行う。なお、提案書の審査は、応募者の提出した提案内容について、評価項目ごとに得点化して行う。

2.8. 審査委員会の設置

市は、応募者が提出した提案書の評価を行うため、学識経験者及び市職員で構成する審査委員会を設置する。審査委員会では、提案書等の審査を行い、市は、審査委員会の審査により選定された最優秀提案をもとに、優先交渉権者を決定する。

第3章 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項

3.1. 責任分担に関する基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、想定されるリスクをできる限り明確化した上で、適切なリスク分担を実現することにより、低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。

3.2. 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び市と事業者の責任分担は、原則として表に定めるリスク分担（案）のとおりとし、具体的な事項については、募集要項及び事業契約において定めることとする。

3.3. 本事業の実施状況の監視（モニタリング）

市は、事業者が実施する本施設の設計、建設、工事監理業務、運営及び維持管理業務について、定期的にモニタリングを行う。具体的なモニタリングの方法、内容等については、事業契約に定める。

表 リスク分担表（案）

段階	リスクの種類	整理 No	概要	負担者	
				市	事業者
共通	募集手続	1	募集要項の誤り、募集手続の誤り	○	
	法令変更	2	本事業に直接関係する法令の新設・変更等	○	
		3	その他広く事業者一般に影響を与える法令の新設・変更等		○
	税制変更	4	事業者の利益に課される税制度の新設・変更等		○
		5	上記以外の税制度の新設・変更等	○	
	許認可取得遅延	6	市の帰責事由による許認可の取得遅延	○	
		7	上記以外の事由による許認可の取得遅延		○
	住民対応	8	本事業を行うこと自体に関する反対運動・訴訟等	○	
		9	事業者が行う業務、提案内容に関する訴訟・苦情等		○
	環境問題	10	事業者が行う業務、提案内容に起因する環境問題（騒音、振動、臭気、電波障害、有害物質の排出など）		○
	第三者への賠償	11	市の帰責事由により第三者に損害を与えた場合	○	
		12	事業者の帰責事由により第三者に損害を与えた場合		○
	事業内容の変更	13	市の政策変更により、事業の内容が変更される場合	○	
	物価変動	14	施設供用開始前の物価や労務費等の変動（※1）	○	○
		15	施設供用開始後の物価や労務費等の変動（※1）	○	○
	本事業の中止・延期	16	市の帰責事由により本事業を中止・延期した場合	○	
		17	事業者の帰責事由により本事業を中止・延期した場合		○
	構成員の能力不足等	18	事業者の構成員の能力不足等による事業悪化		○
	不可抗力	19	天災・暴動等不可抗力による損害（※2）	○	○
契約前	応募費用	20	本事業への応募に係る費用		○
	契約の未締結・遅延	21	事業者の帰責事由による契約締結遅延等		○
		22	議会の議決が得られない	○	○
		23	上記以外の事由による契約締結遅延等	○	

表 リスク分担表（案）

段階	リスクの種類	整理 No	概要	負担者	
				市	事業者
設計	測量・調査	24	市が実施した測量、調査に関するもの	○	
		25	事業者が実施した測量、調査に関するもの		○
	計画・設計・仕様変更	26	市の帰責事由により変更する場合	○	
		27	事業者の帰責事由により変更する場合		○
	調査費・設計費等の増大	28	市の帰責事由により調査費や設計費等が増大した場合	○	
		29	事業者の帰責事由により調査費や設計費等が増大した場合		○
	設計の完了遅延	30	市の帰責事由により遅延した場合の損害	○	
		31	事業者の帰責事由により遅延した場合の損害		○
建設	用地の確保	32	本件施設用地の確保に関するもの	○	
		33	本件施設用地以外の、本件施設建設に要する用地の確保に関するもの		○
	用地の瑕疵	34	市が公表した資料から予測可能なもの		○
		35	上記以外の土地の瑕疵	○	
	地質・地盤	36	当初調査では予見不可能な地質・地盤状況により、工法、工期などに変更が生じた場合の追加費用	○	
	工事遅延	37	市の帰責事由によるもの	○	
		38	事業者の帰責事由によるもの		○
	工事費増大	39	市の帰責事由によるもの	○	
		40	事業者の帰責事由によるもの		○
	要求性能未達	41	本件施設完成後、市の検査で要求性能に不適合の部分、施工不良部分が発見された場合		○
	施設損害	42	工事材料、建設機械器具、引渡し前の工事目的物について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害		○
	工事監理の不備	43	工事監理の不備により工事内容、工期などに不具合が発生した場合		○
運営・維持管理	運営開始の遅延	44	市の帰責事由によるもの	○	
		45	事業者の帰責事由によるもの		○
	事業内容の変更	46	市の帰責事由による事業内容の変更(用途変更など)	○	
	支払遅延・不能	47	市の帰責事由による委託料の支払の遅延・不能によるもの	○	
	要求水準未達	48	事業者の行う運営・維持管理業務の内容が事業契約書に定める水準に達しない場合		○
	運営・維持管理費の増大	49	市の帰責事由によるもの	○	
		50	事業者の帰責事由によるもの		○

表 リスク分担表（案）

段階	リスクの種類	整理 No	概要	負担者	
				市	事業者
運営・維持管理	施設等の損傷	51	市の帰責事由によるもの	○	
		52	経年劣化によるもの		○
		53	事業者の帰責事由によるもの		○
	施設等の契約適合	54	契約不適合責任期間内		○
		55	契約不適合責任終了後	○	
運営・維持管理	需要変動	56	給食形態の変更等、市の事由によるもの	○	
		57	児童・生徒数、教職員数の変動によるもの（※3）	○	○
		58	残渣の変動		○
	食中毒・異物混入	59	検収時前における食品の異常	○	
		60	検収業務における食品の異常の見落とし等によるもの		○
		61	検収後の保存方法に起因する食品の異常		○
		62	調理過程における調理方法の不適による食品の異常		○
		63	配送業務に起因する場合		○
	食物アレルギー対応	64	食物アレルギーをもつ生徒の情報収集不備、食物アレルギー情報伝達のミス、校内での配食ミス、食品調達時の誤り	○	
		65	突発的な発症（事前の把握が困難な食物アレルギー物質による）	○	
		66	事業者の帰責事由によるもの		○
	配送の遅延	67	交通混雑、悪天候による遅延のうち、通常想定できない要因によるもの	○	
		68	上記以外の交通混雑、悪天候によるもの		○
		69	調理の遅延によるもの		○
		70	事業者の交通事故による遅延		○
		71	食品の納入遅延による遅延	○	
	運送費増大	72	配送校の変更による運搬費の増大	○	
		73	交通事情の悪化による運搬費の増大		○
移管	性能確保	74	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○
	事業終了時の手続き	75	事業の終了手続きに係る諸費用に関するもの		○

（※1）物価変動等に一定程度を超える割合で上下した場合、調整するものとするが、より詳細な調整方法については、募集要項等において提示する。

（※2）原則として市の負担とするが、一定の金額までは事業者が負担する。より詳細な負担割合は、募集要項等において提示する。

（※3）提供対象者数（事業者が給食を提供すべき児童・生徒数と教職員数を合算した数）が大きく変動する場合には委託料の見直しを行うことを予定しているが、詳細については、募集要項等において提示する。

第4章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

4.1. 立地に関する事項

本事業の予定地は、基本計画上の計画地とする。立地条件等の概要は、以下のとおりとする。

所在地（地番）	加茂市千刈 1 丁目 11-9
敷地面積	2,577 m ²
用途地域	工業地域
建ぺい率	60%
容積率	200%

4.2. 施設計画の考え方

4.2.1. 基本的考え方

学校給食センターにおける施設・設備等については、衛生的かつ安全であることが最も重要である。機能の詳細については「要求水準書（案）」に示すが、「学校給食衛生管理基準」及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」等に基づき、高い衛生水準を実現するとともに、ドライシステムによる汚染・非汚染作業区域の明確なゾーニング、HACCP の概念を取り入れた衛生管理、食物アレルギー対応食の提供に対応した施設・設備等を想定している。また、地産地消への取り組みや食育との関わりへの配慮、環境負荷の低減への配慮などの実現も目指している。

4.2.2. 献立方式

献立方式の詳細については「要求水準書（案）」に示す。

4.2.3. 施設規模

1 日当たり最大 1,150 食が無理なく供給、業務処理等できる施設とする。

4.2.4. 施設機能

本件施設に必要な、施設内容は以下のものが想定される。なお、市として施設・設備構成、規模、設計等に要求する水準については要求水準書（案）に示す。

区分			必要諸室
施設本体 1,400 m ² 程度	給食 エリア	汚染作業 区域	荷受室、検収室、泥落とし室、米荷受室、器具洗浄室、廃棄庫、下処理室、食品庫、計量室、米庫、回収風除室、洗浄室、洗剤庫、残渣室
	1,060 m ² 程度	非汚染作業 区域	煮炊き調理・焼物・揚物・蒸物室、和え物室、器具洗浄室、炊飯室、アレルギー対応調理室、コンテナ室、配送風除室
	事務 エリア	一般エリア	風除室、玄関ホール、倉庫、外来者用トイレ、ホール、エレベーター等、会議室兼ランチルーム
	265 m ² 程度	職員・調理 員エリア	事務室、職員用更衣室、職員用トイレ、書庫、備品庫、配送員控室、準備室、事業者用事務室、調理員用更衣室、調理員用トイレ、休憩室、倉庫、洗濯乾燥室
	その他 75 m ² 程度		機械室、ボイラー室、プラットフォーム
付帯施設			駐車場、駐輪場、ごみ置き場、排水処理施設、受水槽、防火水槽

第5章 事業契約等の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

5.1. 係争事由に係る基本的な考え方

事業契約等の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約に規定する具体的措置に従う。

5.2. 管轄裁判所の指定

事業契約に関する紛争については、公共施設等の管理者等の事務所所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

第6章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

6.1. 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

6.1.1. サービスの責務不履行が生じた場合

事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかった場合、市は事業契約を解約することができる。

6.1.2. 倒産又は財務状況の著しい悪化の場合

事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく本事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解約することができる。

6.1.3. 市が事業契約を解約した場合

上記 6.1.1. 又は 6.1.2. の規定により市が事業契約を解約した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

6.2. 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

6.2.1. 市の責めに帰すべき事由による債務不履行の場合

事業契約で定める市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により本事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解約することができるものとする。

6.2.2. 事業者が事業契約を解約した場合

上記 6.2.1. により事業者が事業契約を解約した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償するものとする。

6.3. 当事者の責めに帰すことができない事由により本事業の継続が困難となった場合

不可抗力事由その他市又は事業者のいずれの責めに帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合、市及び事業者双方は、本事業の継続の可否について協議する。

一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、市及び事業者は、事業契約を解約することができる。詳細については事業契約書（案）に示す。

6.4. その他

その他本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

第7章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

7.1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するに当たり、市は法制上及び税制上の優遇措置等の適用を想定していないが、法改正等により優遇措置等が適用されうる場合には、市と事業者で協議を行う。

7.2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援を事業者が受けることができるよう協力する。

事業者は、市が国庫補助金等の申請業務等を行う場合は、申請等に必要な書類等の作成及び支援を行い、検査業務についても協力することとする。

7.3. その他の支援に関する事項

市は、事業者が本事業実施に必要となる許認可等に対し、必要に応じて協力を行う。

第8章 その他事業の実施に関し必要な事項

8.1. 情報提供

本事業に関する情報提供は、市のホームページを通じて適宜行う。

8.2. 市議会の議決

本事業に関する予算措置として市は債務負担行為の設定（継続費の設定）を行う。また、設計・建設業務請負契約の締結に関する議会議決を予定している。

8.3. プロポーザル参加に係る費用負担

本プロポーザルの参加に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

8.4. 担当窓口

実施方針等に関する問合せ先は、次のとおりとする。

加茂市教育委員会 小中学校統合準備室

〒959-1392 新潟県加茂市幸町2丁目3番5号

電話番号 0256-52-0080（内線 417）

メールアドレス gakkou_junbi@city.kamo.niigata.jp

—